

高森町立高森中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命もしくは身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを教職員等が認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響及びその他のいじめの問題に関する生徒本人やその生活環境に対する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習及びその他の教育活動に取り組むことができるように、保護者及びその他関係者との連携を図りながら、学校総体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自分の思いを伝えたり、他者の思いをくみ取ったりするコミュニケーション能力の基礎を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、いじめ防止に向けて生徒が自主的に行う諸活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要な措置として、生徒会を中心として「高森中学校いじめ撲滅宣言」を生徒総会で承認するとともに、日常的な生徒の行動指標として宣言文を教室内に掲示する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒全てに対する定期的な調査を年2回実施すると同時に、教育相談を実施し、確実ないじめの実態把握を行う。
- ・いじめ調査の結果は、迅速に各学年部で共通理解を図るとともに、その結果を教頭に報告する。
- ・教頭は「いじめ不登校対策委員会」を開催し、同対策委員はケース毎の対処の方向性と実際について協議する。
- ・生徒及び保護者が、いじめに係る相談を気兼ねなく行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置する。
 - ＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任
 - ＜活動＞ 生徒のいじめ不登校に関する情報共有を行うとともに、当該生徒への指導支援のあり方について協議する。
 - ＜開催＞ 始業時のミーティングで生徒の学校生活、家庭生活等について情報共有をおこなうとともに、いじめ事案発生時は養護教諭、担任、発見者等を交えて緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・生徒及び保護者からいじめに係る相談を受けた場合、教職員はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行うとともに、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。また、傍観者への指導も行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生した旨を、高森町教育委員会に速やかに報告するとともに、その後の指導支援について教育委員会と協議を行い、その対処のあり方について指導支援を受ける。

(4) 学校評価における留意事項

いじめについての情報共有を行い、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。